

夫婦関係調整（離婚）調停について

福岡家庭裁判所

1 夫婦関係調整（離婚）について

離婚についての話し合いがまとまらない場合や話し合いができない場合には、家庭裁判所の調停手続を利用することができます。

調停手続では、離婚そのものだけでなく、未成年のお子さんの親権者を誰にするか、離れて暮らす親とお子さんとの交流（面会交流）をどうするかといったお子さんに関する問題や、養育費、財産分与、慰謝料、年金分割の割合をどうするかといった財産に関する問題も一緒に話し合うことができます。

2 調停について

調停とは、裁判官1人と調停委員2人以上で構成される調停委員会が、中立の立場で、夫と妻（以下「当事者」といいます。）から事情や意見を聴いて、お互いが納得して問題を解決できるように、助言や合意のあっせんをする手続です。調停の手続は非公開です。

3 家庭裁判所に提出する書類について

提出する書類は以下のとおりです。「進行連絡メモ」以外の書類は、他方当事者に読まれたりコピーを取られたりする可能性があることを前提として作成してください。また、調停は話し合いの場ですから、人格の非難や中傷と受け取られるような記載は、円滑な調停進行を難しくする可能性があります。

申立人（調停を申し込む人）の提出書類	相手方（調停を申し込まれた人）の提出書類
① 夫婦の戸籍謄本（全部事項証明書） ② 申立書… <u>コピーを相手方に送ります。</u> ③ 事情説明書（計2枚） ④ 進行連絡メモ ⑤ 送達場所の届出書 ⑥ 〈養育費の話し合いをする場合〉 収入に関する資料コピー2部 ⑦ 〈年金分割の話し合いをする場合〉 年金分割のための情報通知書	次の①～④を、 <u>期日の2週間前までに返送してください。</u> ① 回答書（計2枚） ② 進行連絡メモ ③ 送達場所の届出書 ④ 〈養育費の話し合いをする場合〉 収入に関する資料コピー2部

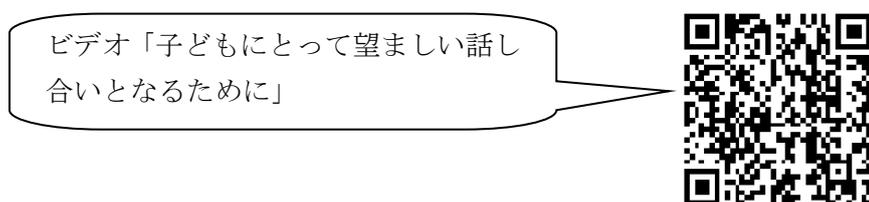
※ 上記以外に、提出書類がある場合は、他方当事者交付用も含めてコピー2部をご準備ください。

4 調停の進行について

(1) 当事者双方の待合室は別です。1回の時間は100分ほどで、申立人と相手方から交互に事情を聞き、期日の終了時に次回期日の調整や次回期日に向けて準備すべきことなどの確認を行います。

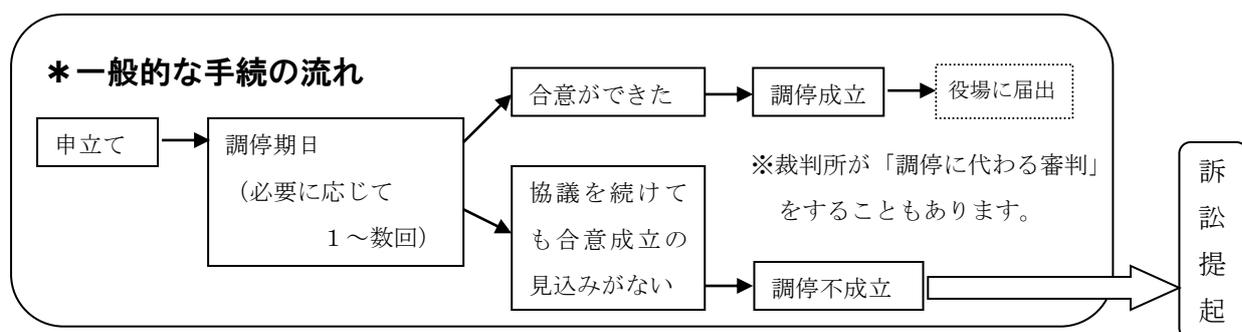
- (2) 未成年のお子さんの親権者をどちらの親にするべきか、面会交流や養育費などをどうするかという問題については、お子さんの利益や幸せ（将来の利益や幸せも含む。）を考慮した解決が求められます。場合によっては、調停手続の中で家庭裁判所がお子さんの心情や意向等を確認することがあります。

※ 中学生以下のお子さんがいらっしゃるすべての方に、ビデオ視聴のご案内です。最高裁判所ホームページで、「子どもにとって望ましい話し合いとなるために」を配信しています（トップページより「動画配信」をクリックして、上記内容を選択してください）。第1回調停期日の前に視聴しておいてください。



- (3) 当事者の一方が調停に出席されない場合、又は調停で協議をしても合意の見込みがないなどの場合には、申立人による取下げや、調停委員会の判断による調停不成立等で終了することとなります。

調停手続終了後に、裁判所の判断による解決を求めるには、離婚を希望する当事者は、訴えを提起する必要があります。訴えが提起されると、反対当事者は、その裁判手続に応じる必要が生じます。



- (4) 調停手続を通じて、他方当事者に書類（事件関係の主張書面及び裏付資料は除く。）や物品等を手渡してほしい等の要望があっても、裁判所ではこのような書類や物品等の授受の仲介は行いません。調停期日に上記のような書類や物品等を持参しないようご注意ください。
- (5) 調停期日の開始にあたり、ご本人であることを確認するために調停委員が住所や生年月日を尋ねたり、運転免許証等の提示を求めたりすることがあります。